

3 防災・防犯分野

(1) 民間と行政が連携した地震や水害などの災害に強い防災・減災まちづくり

基本方針

東日本大震災の教訓をふまえ、地域住民の生命を守ることはもちろんのこと、横浜駅周辺を訪れる来街者やそこで働く従業員等の生命を守ることを最優先とするとともに、経済的・物的な被害を最小化する災害に強い「防災・減災まちづくり」を民間と行政で連携して進めます。

特に、地震対策としては、橋梁や歩道橋などの都市基盤施設、上下水道などのライフライン施設の耐震性の強化や建物の耐震化の促進により地域全体の耐震性強化を図ります。

津波対策としては、津波避難施設協定の促進や避難経路・退避スペースとしても活用できる高さ5m以上のデッキレベルの歩行者ネットワークの構築などを含め、避難スペースの確保について検討します。

横浜駅周辺は、地盤面と水面との高低差が少ないため、大雨、高潮や津波による浸水被害を受けやすい地域であることから、河川、下水、まちづくりが連携した浸水対応が必要です。このため、地域全体の地盤面嵩上げを促進し治水安全性の向上を図ります。また、水面を活用するための親水空間を確保し、地域全体の安全性強化と賑わいの拡充を図ります。

周辺への影響等により地盤面の嵩上げが困難な場合については、人命に関わる被害防止の観点から、不特定多数のものが利用する地下施設などで、出入り口の高さを上げることや止水板の設置により建物内部への浸水防止対策を実施し、水害に強いまちづくりを進めます。

あわせて、横浜市防災計画の内容をふまえた取組みを民間事業者・地元組織・行政などが連携し実施します。

○横浜市防災計画において想定している地震

東日本大震災の経験などを踏まえ、専門家の意見を参考にしながら、平成24年10月に「横浜市地震被害想定」を見直しました。この結果から、横浜市防災計画（震災対策編）では、以下の地震を想定地震としています。

想定地震における被害状況等

○元禄型関東地震

横浜市内では、震度5強～7の揺れになり、広い範囲で震度6強以上の強い揺れになる。

特に西区、中区、磯子区の沿岸部の一部では震度7となる。沿岸部の埋立地で液状化の可能性がかなり高い。内陸側でも、鶴見川流域のほか、柏尾川・境川の流域などでも液状化の可能性が高い。

○東京湾北部地震

横浜市内では、震度4～6強の揺れになり、特に市内東部では震度6弱以上の強い揺れになる。沿岸部の埋立地で液状化の可能性がかなり高い。

○南海トラフ巨大地震

横浜市内では広い範囲で震度5弱～5強の揺れになり、一部で震度6弱の揺れになる。沿岸部の埋立地で液状化の可能性がかなり高い。

液状化による建物被害が、揺れによる建物被害を上回る。長周期地震動による高層建物や石油タンク等への影響も懸念される。

○慶長型地震

津波による全壊建物が412棟、半壊建物が26600棟と想定される。道路や鉄道も浸水の影響を何らかの形で受ける区間が多数発生する。南関東から東海地区以西の広い範囲で津波被害が懸念されるが、揺れによる被害は比較的軽微と考えられる。

【出典】(横浜市地震被害想定調査報告書(平成24年10月)より)

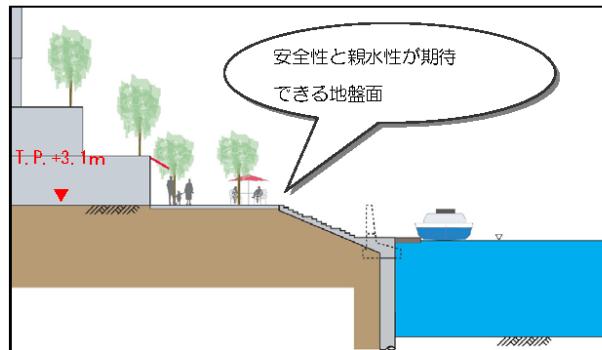
ガイドライン

【基本ルール】

- ◆建物の耐震化
- ◆高層建物において長周期地震動対策
- ◆建物からの落下物防止策（飛散防止フィルムなど）
- ◆「津波からの避難に関するガイドライン」に基づき、津波や大津波警報の発表及び避難勧告・避難指示発令の時における、海拔5m以上の高台への来街者の誘導又は堅牢な建物の3階以上（又は床上面が地盤から5m以上）の場所への来街者の受け入れ
- ◆地盤嵩上げ及び建物内への浸水防止対策の実施
横浜駅周辺の地盤面の嵩上げ高さについては、高潮堤防高さ（T.P.+3.1m）以上を将来的な高さ目標とする。
※ただし、周辺への影響等により対応が困難な場合については、地盤面高さ又は出入り口高さを次のとおり段階的に嵩上げを実施することができる。
 - ① 現地盤面の高さがT.P.+1.0m未満の箇所については、朔望平均満潮位（T.P.+0.9m）を基準にT.P.+1.0m以上を目標
 - ② 現地盤面の高さがT.P.+1.0m以上2.3m未満の箇所については、計画高水位（T.P.+2.3m）を基準にT.P.+2.3m以上を目標段階的な嵩上げも困難な場合は、協議の上、止水板等により建物内部への浸水防止対策を実施することができる。
- ◆センターゾーンの大規模開発（敷地面積5,000m²以上）において、建物敷地内に雨水貯留施設の設置（敷地面積1haあたり200m³を貯留できる規模）

【検討事項】（取組み事例）

- ◆液状化対策の必要に応じた実施
- ◆津波避難施設としての協定締結
- ◆安全で速やかな避難誘導のためのデッキレベルでの歩行者ネットワークの整備
- ◆地盤嵩上げ及び建物内への浸水防止策の実施
現地盤面高さがT.P.+2.3m以上の箇所については、高潮堤防高さ（T.P.+3.1m）以上の地盤面高さ又は出入り口の高さを目標とする。
※ただし、周辺の影響により地盤面高さ又は出入り口高さの嵩上げが困難な場合は、止水板等により建物内部への浸水防止対策を実施することとする。
- ◆センターゾーン外の大規模開発（敷地面積5,000m²以上）において、建物敷地内に雨水貯留施設の設置
- ◆防災センター設置対象建築物の浸水対策として、地上部にサブ防災センターの設置などの災害対策強化



地盤面の嵩上げイメージ図

【既存建物所有者などに対する協力要請事項】

- ・「津波からの避難に関するガイドライン」に基づき、津波や大津波警報の発表及び避難勧告・避難指示発令の時における、海拔5m以上の高台への来街者の誘導又は堅牢な建物の3階以上（又は床上面が地盤から5m以上）の場所への来街者の受け入れ
- ・津波避難施設としての協定締結
- ・地下階に防災センターのある建物の浸水対策として、地上部にサブ防災センターの設置などの災害対策強化
- ・地下入口部分への止水板設置等による浸水対策

（2）災害時における滞留者や帰宅困難者への対策

基本方針

東日本大震災の教訓をふまえ、滞留者、帰宅困難者^{*1}の発生による避難の際の混乱防止や救急・救援活動の阻害などを回避することを含め、帰宅困難者一時滞在施設、帰宅支援ステーションの拡充や滞留者・帰宅困難者の発生抑制対策を行うとともに、再開発等によって滞留者・帰宅困難者が増加しないような取組みを民間事業者や地元組織などと連携し、滞留者・帰宅困難者対策の強化を図ります。

また、「都市再生安全確保計画」^{*2}の作成による滞留者・帰宅困難者対策の強化や民間事業者や地元組織の自主防災活動等により、まち全体での防災・減災に向けた対策の強化を図り、地域住民や来街者などに安全・安心を提供する体制を整えます。併せて、「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会」^{*3}のガイドラインや横浜市防災計画の内容をふまえた取組みを民間事業者・地元組織・行政などが連携しながら実施します。

（※1）滞留者…外出時、災害発生により移動手段を失い、出先で滞留状態になった人

帰宅困難者…「滞留者」のうち、自宅と滞留場所との距離が遠く、徒歩帰宅ができない人

エキサイトよこはま22エリアにおける災害発生時の滞留者数・帰宅困難者数は、平日15時台で最大となり、滞留者約19万人、帰宅困難者約6.7万人（平成24年度推計）。

（※2）「都市再生安全確保計画」…都市再生特別措置法に基づき、官民が連携して、災害時の混乱の発生等による人的被害等の抑制を図るとともに、迅速かつ円滑な応急対策活動を実施し、民間事業者の事業継続を容易にする環境を整え、就業者を含む滞留者等の安全性の向上及び立地する企業等の事業継続性を向上させることにより、地域全体のブランド力や都市の国際競争力の強化を図る目的で作成するエリア防災計画

（※3）「首都直下地震帰宅困難者対策協議会」…東北地方太平洋沖地震の教訓をふまえ、国、地方公共団体、民間企業等が、それぞれの取組みに係る情報を共有するとともに、横断的な課題について検討するため設置された協議会

ガイドライン

【基本ルール】

- ◆建物内で働く従業員の施設内待機
- ◆建物に訪れる来街者数に応じた滞留者・帰宅困難者受入れのための事前の取組みの実施
- ◆滞留者・帰宅困難者の受入れの実施

※「建物に訪れる来街者数に応じた滞留者・帰宅困難者」の算出については、個別協議とする

従業員の施設内待機や滞留者・帰宅困難者受入れのための事前の取組みについて

大規模災害によって滞留者等が集中することにより生じる混乱を最大限に抑制するためには、まず、自社従業員を施設内待機させることが重要であり、物資の備蓄や最低限業務に必要な電力の確保などが必要となります。

滞留者・帰宅困難者を受入れるためには、平常時に使用しているスペース（会議室、施設内通路・広場など）を、滞留者・帰宅困難者の受入れ場所として活用することについて、建物計画時から検討が必要です。

併せて、滞留者・帰宅困難者を支援するためには、備蓄の準備、非常用トイレの整備、情報提供などが必要となります。

○備蓄について

- ・従業員分として3日分の「備蓄品」（水、食料、毛布、非常用トイレなど）の確保
- ・受け入れ予定の帰宅困難者数1日分に対応する「備蓄品」の保管スペースの確保

○トイレについて

- ・受入れ予定の滞留者・帰宅困難者数に応じた「非常用トイレ」の整備

○情報提供について

- ・テレビ・ラジオなどを用いた災害情報の提供
- ・公衆無線 LAN システムなどのインターネット通信環境の確保

○電力について

- ・停電時にも使用できる非常用発電機などの「電力代替機能」により、従業員の施設内待機と最低限の業務継続に必要な電力を確保することに併せ、滞留者・帰宅困難者の受入れに必要な電力（照明、トイレ、空調、テレビなど）も確保する

など

【検討事項】（取組み事例）

- ◇建物に訪れる来街者以外の滞留者・帰宅困難者の受入れ及び収容スペースの確保
- ◇受入れる帰宅困難者用の「備蓄品」の確保
※帰宅困難者一時滞在施設への指定を受けた場合、横浜市から帰宅困難者用として備蓄品を提供
- ◇受入れる滞留者・帰宅困難者数に応じた「耐震トイレ」の整備
- ◇受入れる滞留者・帰宅困難者や建物外の滞留者・帰宅困難者へ災害情報等を提供するためのデジタルサイネージなど「その他の情報端末」の整備
- ◇帰宅困難者一時滞在施設への指定

【既存建物所有者などに対する協力要請事項】

- ・建物内で働く従業員の施設内待機と3日分の「備蓄品」の確保
- ・滞留者・帰宅困難者の受入れと収容スペースの確保
- ・帰宅困難者一時滞在施設への指定
- ・受入れる帰宅困難者用の「備蓄品」の確保

※帰宅困難者一時滞在施設への指定を受けた場合、横浜市から帰宅困難者用として備蓄品を提供

【参考】（首都直下地震帰宅困難者等対策協議会による帰宅困難者対策ガイドラインより）

○帰宅困難者の収容スペースの考え方

帰宅困難者1人当たり1.65m²を目安とする。

○一斉帰宅抑制における従業員等の備蓄の考え方

対象となる企業等	首都直下地震発生により被災の可能性がある国、都県、市区町村等の官公庁を含む全ての事業者
対象となる従業員等	雇用の形態（正規、非正規）を問わず、事業所内で勤務する全従業員
3日分の備蓄量の目安	<ul style="list-style-type: none">水については、1人当たり1日3リットル、計9リットル主食については、1人当たり1日3食、計9食毛布については、1人当たり1枚その他の品目については、物資ごとに必要量を算定
備蓄品目の例示	<ul style="list-style-type: none">水：ペットボトル入り飲料水主食：アルファ化米、クラッカー、乾パン、カップ麺 <p>※水や食料の選択に当たっては、賞味期限に留意する必要がある。</p>

○「外部の帰宅困難者」ための備蓄

「企業等は3日分の備蓄を行う場合についても、共助の観点から、外部の帰宅困難者（来社中の顧客・取引先や発災時に建物内にいなかった帰宅困難者など）のために、例えば10%程度の量を余分に備蓄することも検討していく」

対策例

○「備蓄品」の事例

横浜市では、帰宅困難者用備蓄品として、水缶、アルミブランケット、トイレパック、保存用ビスケットを準備しています。

水缶	アルミブランケット	トイレパック
		

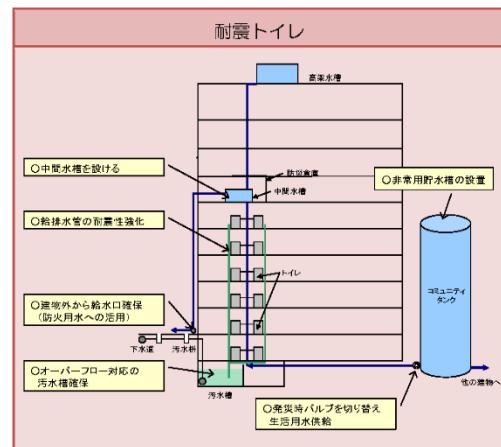
○「非常用トイレ」の事例

携帯トイレ	簡易トイレ	組み立てトイレ
袋の中に水分を吸収するシートがセットされており、水がでなくなってしまった水洗トイレの便器に取り付けて使用できる。	多目的トイレ内など、室内に設置できるトイレ。トイレの個室が使えない場合は、プライバシーを保つための囲いなどの工夫が必要である。	その場で組み立てることができるトイレ。大小便を便槽に貯留するタイプやマンホールに直結するタイプがある。

○「耐震トイレ」のイメージ

「耐震トイレ」とは、地震による被害をうけにくい貯水槽の設置や配管の耐震性の強化などにより、災害時でも電気なしで一時利用が可能なトイレのこととて、以下の機能を満たす必要がある。

- ・十分な量の水を貯めることができる高架水槽などの貯水槽の確保
 - ・貯水槽の耐震性強化
 - ・給排水管の耐震性強化
 - ・オーバーフローに備えた汚水槽の確保
- また、さらなる非常事態や滞留者・帰宅困難者への支援も考慮し、以下の機能を満たすことが望ましい。
- ・地震に脆弱な高架水槽の破損に対応する中間水槽の設置
 - ・貯水槽へ水を供給できない場合や貯水槽が破損した場合などに対応する貯水機能を有するコミュニティタンクの設置



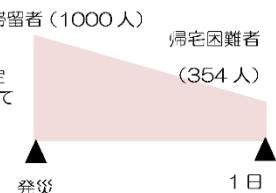
(出典:「震災を教訓とした今後の帰宅困難者対策について」守 茂昭 平成23年をもとに作成)

【参考】滞留者・帰宅困難者向けの必要トイレ数の考え方

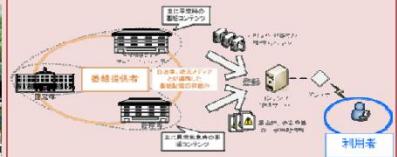
＜計算条件（例）＞

- ・滞留者が1000人発生した場合、帰宅困難者は354人とする（帰宅困難率は35.4%）
- ・トイレは一人一日5回行くものとする（5回/人・日）※1
- ・一日当たり720回使用されるものとする（720回/基・日）※2

（※1）帰宅困難者の一人一日当たりの尿排泄回数は平均5回
 （※2）720回/基・日とは、トイレが1回あたり2分間で使用されるとして設定
 (出典: 帰宅避難行動シミュレーション結果に基づくトイレ受給などに関する試算について
 内閣府 2008.10)
 整備必要基数= $((1000+354) \times 1 \text{ 日} \div 2) \times 5 \div 720 = \text{約 } 5 \text{ 基}$

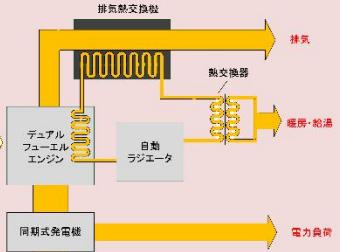


○「その他の情報端末」の事例

デジタルサイネージ	エリアワンセグ	放送センター
屋外などあらゆる場所で、ネットワークに接続したディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するシステム。 	携帯端末向けの地上デジタル放送のしくみ「ワンセグ」技術を使い、テレビ局の放送とは別に狭いエリア限定（およそ1～2km範囲）に独自の情報を配信するシステム。 	情報発信基地を自社ビル内に整備した情報通信網の途絶・輻輳に強い情報システム。

○電力代替機能の事例

非常用発電機	太陽光発電
断続的な燃焼による爆発ガスの熱エネルギーによって電力を生み出すシステム。 	災害により長期間停電になった場合でも、太陽光発電システムに備わっている自立運転機能を活用することで、電力を使用可能とするシステム。 

ガスコーチェネレーションシステム	バイオガスコーチェネレーションシステム
<ul style="list-style-type: none"> ガス等を駆動源とした発電機で電力を生み出しつつ、排熱を利用して給湯や暖房に利用するシステム。 次の条件を満たすことで非常用電源として兼用できる。 <ul style="list-style-type: none"> ア 予備燃料が設置可能である。 イ 兼用機の設置容量は、1台で防災負荷を十分分担できる容量とする。 ウ オーバーホール等、長期停止が必要な時は予備電源を準備する（単機設置の場合） エ 非常時には 40 秒以内に防災負荷への電力供給を行える状態にできる。 	<p>糞尿から発生するバイオガス・産業廃棄物を熱分解させることで発生するガスを有効利用し、電気と温水を供給するシステム。</p> 

(3) 地域と行政の連携による防災力向上の取組みの推進

基本方針

大規模災害による被害や混乱を最小限に抑制するため、民間事業者などの事業継続計画（BCP）の作成及び発災前の備えや行動などを示した「地域の対応ルール」などの活用を推進し、平常時より防災意識の向上を図り、「自助」・「共助」・「公助」※の連携を進めていくことでさらなる減災まちづくりを目指します。

また、発災直後は、民間事業者や地元組織の対応が重要となるため、民間事業者や地元組織を中心に平常時・災害時における防災活動や地域での防災の担い手となる防災まちづくりのリーダーの育成を推進し、さらなる防災力の向上に努めます。

※「自助」とは、自ら自分・家族を守るための備えや行動のこと

「共助」とは、互いの安全・安心のために協力しあう地域活動のこと

「公助」とは、公的機関が、日頃から防災・減災に向けて行う取組みや発災時に行う救助活動等の災害対応のこと

ガイドライン

【基本ルール】

- ◆「地域の対応ルール」・「地域の対応ルール【津波版】」や「滞留者・帰宅困難者避難マップ」・「津波避難マップ」の周知及び活用
※各ルール及び各マップについては、参考資料を参照のこと
- ◆地域の防災訓練の実施及び参加

【検討事項】(取組み事例)

- ◇事業継続計画（BCP）の作成
- ◇災害時の避難誘導などにおける消防計画、避難確保計画※などを活用した近隣建物所有者等との連携
 - ※消防計画 … 消防法第8条に基づき、建物やテナントにおいて、火災が発生しないように、また万一手災が発生した場合に被害を最小限にするために、防火管理者が防火上必要な事項を定めた計画
 - 避難確保計画 … 水防法第15条に基づき、浸水想定区域内の地下街等のうち、不特定多数の者が利用する施設で、施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難確保を図るために、横浜市防災計画で定めた地下街等の所有者又は管理者が作成する計画

【既存建物所有者などに対する協力要請事項】

- ・「地域の対応ルール」・「地域の対応ルール【津波版】」や「滞留者・帰宅困難者避難マップ」・「津波避難マップ」の周知及び活用
- ・地域の防災訓練の実施及び参加
- ・事業継続計画（BCP）の作成
- ・災害時の避難誘導など、消防計画、避難確保計画などを活用した近隣建物所有者等との連携

(4) 防犯対策の充実化

基本方針

「よこはま安全・安心プラン」*に基づき、地元組織、地域のボランティア団体などが行う防犯活動や交通安全の取組みなど、多様な地域活動の支援を行い、地域全体の防犯力の向上を図ります。

また、それらの防犯に係る活動を契機としたコミュニティづくりと地域住民や来街者が安心して過ごせる魅力あるまちづくりを目指します。

具体的には、防犯講習会の実施、警察などと連携し地域で発生した犯罪情報の提供、公園における植栽のせん定や照明の維持管理を通じて見通しの良い環境づくりなどを行います。

再開発等を進める中では、防犯カメラを設置するとともに、計画初期の段階から防犯の観点を取り入れた建物計画・照明計画により、視認性の向上などを図ります。

また、「横浜市暴力団排除条例」の「暴力団を恐れること、協力しないこと及び利用しないこと」の基本理念をふまえ、民間と行政が連携・協力して暴力団排除を推進し、安全・安心して暮らすことのできるまちを目指します。

横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例（「ポイ捨て・喫煙 禁止条例（ハマルール）」）に基づき、マナー向上の啓発や地域での清掃活動の充実、喫煙環境の整備などを行い、まちが綺麗になることを通じて防犯力の向上を図り、地域住民や来街者が安心して過ごせる清潔で安全なまちづくりを目指します。

*「よこはま安全・安心プラン」

地域の防犯力向上に関する市及び市民の主体的な取り組みを総合的かつ計画的に進めることにより、市民の犯罪被害リスクを減らし、市民生活の安心感を高め、横浜市のまちの魅力を増進することを目的とした防犯計画

ガイドライン

【基本ルール】

- ◆建物の設計など計画初期段階からの防犯対策の検討

【検討事項】（取組み事例）

- ◇沿道の建物更新にあわせた歩行者空間の確保及び歩行者空間の視認性向上
- ◇夜間の照明計画や見通しのよい建物計画
- ◇防犯カメラの設置
- ◇「暴力団排除条例」の基本理念をふまえた、暴力団排除への取組み
- ◇「ポイ捨て・喫煙 禁止条例（ハマルール）」の主旨をふまえた、まちの美化への取組み

【既存建物所有者などに対する協力要請事項】

- ・「暴力団排除条例」の基本理念をふまえた、暴力団排除への取組み
- ・「ポイ捨て・喫煙 禁止条例（ハマルール）」の主旨をふまえた、まちの美化への取組み

4 景観分野

(1) 横浜の玄関口にふさわしい、印象的で魅力ある都市景観の創出

基本方針

センターゾーンのコアを中心として、横浜の玄関口にふさわしく印象的で魅力ある都市景観を形成するために、まちを訪れる人々が魅力を感じることができ、忘れられないシーンが展開する横浜らしい景観の創出を目指します。

ガイドライン

【基本ルール】

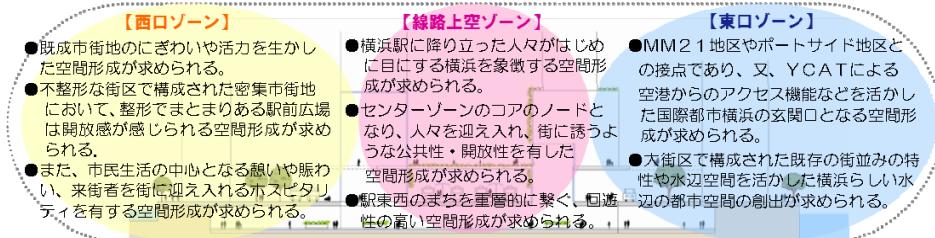
◆センターゾーンのコアにおいて、エリア特性をふんだんにした都市景観の演出

西口エリア：街のにぎわいや活力とともに横浜らしさを感じられる都市空間の形成

線路上空エリア：東西エリアをつなぎ、横浜駅の象徴となる回遊空間の形成

東口エリア：親水性とダイナミックなスケール感を持った国際性豊かな都市空間の形成

各エリアの特性



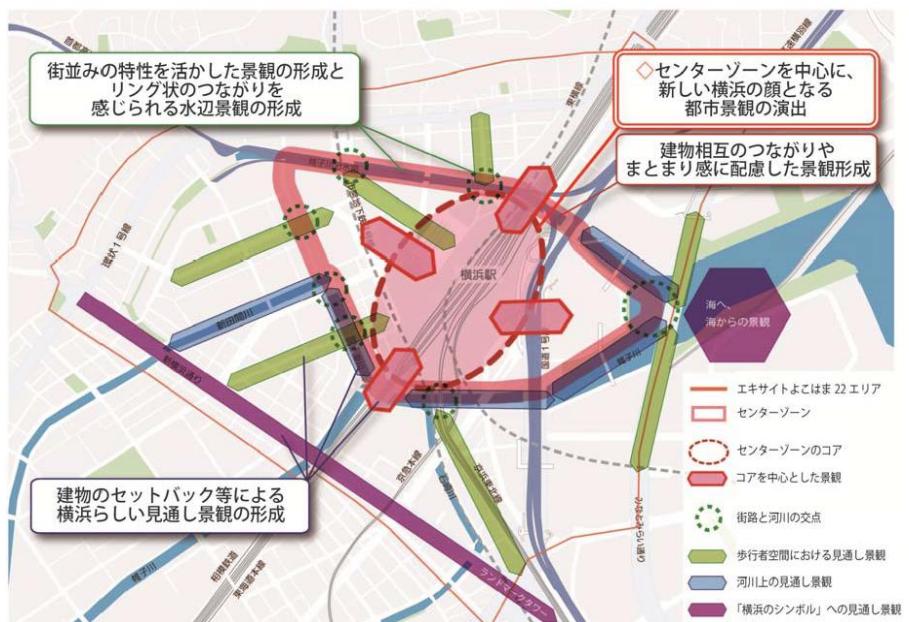
【検討事項】(取組み事例)

◆センターゾーンを中心に、新しい横浜の顔となる都市景観の演出

＜「横浜の顔となる都市景観の演出」の例＞

- 高度利用を図る場合においても、建物相互のつながりやまとまり感に配慮した景観を形成
- 建物のセットバック等により、視線の抜けを確保し、海やランドマークタワーなど横浜のシンボルへの見通し景観や、河川上、道路上の見通し景観を形成
- 多くの人が行き交う河川と街路の交点に、街並みを生かした景観を形成することにより、リンク状につながりを感じられる水辺景観を形成

〈景観形成イメージ〉



(2) 河川空間や路面のにぎわいなど地区の特徴を生かした個性ある景観の創出

基本方針

回遊する楽しさを感じることができるよう、海や河川などの自然要素やにぎわいといった魅力要素などの景観資源を有効に活用し、地区間のつながりや全体としてのまとまりにも配慮しつつ、それぞれの地区の特徴を生かした個性ある景観の創出を目指します。

ガイドライン

【検討事項】(取組み事例)

- ◇景観資源を生かした横浜ならではの景観の創出
 - ・海とのつながりを感じることができる魅力ある親水空間の景観形成
 - ・にぎわいがあり、歩いて楽しむことができる歩行者空間の景観形成
 - ・水、緑、光、ハマ風など様々な自然要素を活用した個性ある歩行者空間、親水空間の景観形成

＜「魅力ある親水空間の景観形成」の例＞



親水空間のイメージ

- ボードデッキや多層テラスのデッキ、にぎわい施設、憩いの場、水面に顔を向けた建物整備などによる開放的でにぎわいのある親水空間の整備
- 水上交通の導入等による、横浜らしい水面を利用したにぎわいの演出
- 水面への映りこみを意識した街路灯やフットライトなどの、水辺を活かした照明
- 景観に配慮した橋梁のデザイン、橋詰の魅力的な空間づくり等により、川や海を活かした象徴的な景観形成

＜「にぎわいのある歩行者空間の景観形成」の例＞



歩行者空間のイメージ

- 統一感あるファサードや壁面後退、低層部のにぎわい施設導入、ストリートファニチャーなどによる、ゆとりとにぎわいある歩行者空間の整備
- 抛点空間（広場・公開空地・デッキなど）と、それらをつなぐ回遊空間の整備
- 街路や河川と一体的な緑を整備し、線的、面的にネットワークされた緑の形成
- 全体の調和を意識しつつ、建物内部のにぎわいが滲み出るような照明計画や建物デザイン